

須坂市農業委員会 令和3年8月総会 議事録

1 招集 令和3年8月31日(火) 午後3時

2 開会 令和3年8月31日(火) 午後3時

3 閉会 令和3年8月31日(火) 午後3時35分

4 場所 須坂市役所 305 会議室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (新型コロナ感染対策のため出席を求めず)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員 15番 丸山 輝幸 16番 坂田 学 17番 春原 等
18番 中村 嘉博 19番 櫻井 清一 20番 竹前 清孝
21番 大澤 敏志

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
(→農業委員会許可)

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第18号 農地法施行規則第17条第2項の規定による下限面積(別段面積)の適用の可否について(→農業委員会決定)

報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

10 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、須坂市農業委員会 8 月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、新型コロナ感染対策のため、農地利用推進委員の皆さんにはご欠席をいただいておりますが、農業委員総数 14 人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長

ご苦労様です。

新型コロナウイルスが爆発的な猛威を振るう中、いよいよ農作業の方も収穫時期を迎えお忙しくなるところ、8 月総会にご参集いただきありがとうございます。

それでは早速 8 月総会に移りたいと思います。

議長

8 月提出分の 4 議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、3 番神林秀明委員、4 番返町惇委員をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 2 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

12 番

No. 1 について、同居家族のようですが、家族間の貸し借りで申請の必要性はありますか。

事務局

通常、農業者年金受給に伴い後継者に経営移譲をすることが多いですが、今回の申請については、借人が経営を主体となって行うというものです。

12 番

申請する理由で他に何かあるということはないですか。

事務局

これ以外には特に伺っておりません。

議長

ほかはないようでありますので、採決いたします。

議案第 15 号の 2 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 15 号の 2 件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 2 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番

No. 1 について、昭和 42 年に建設されたということですが、無断転用に当たるのではないですか。事務局としてはどのような対応をされていますか。

事務局

もともと昭和初期から物置が建っていたということで、申請者も宅地だと思い込んでいたということです。申請にあたっては理由書を提出いただいております。

議長

ほかはないようでありますので、採決いたします。

議案第 16 号の 2 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

議長 よって、議案第 16 号の 2 件については意見可と決定しました。
次に、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 17 号の 1 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
議長 よって、議案第 17 号の 1 件については意見可と決定しました。
次に、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 11 件を議題といたします。
最初に、議案第 18 号の No. 1 から No. 6 までの 6 件について審議します。
事務局の説明をお願いします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 18 号の No. 1 から No. 6 までの 6 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
議長 よって、議案第 18 号の No. 1 から No. 6 までの 6 件については、決定とすることに決しました。
議長 次に、議案第 18 号の No. 7 から No. 11 までの 5 件について審議します。
事務局の説明をお願いします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでありますので、これより採決いたします。
議案第 18 号の No. 7 から No. 11 までの 5 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手多数であります。
議長 よって、議案第 18 号の No. 7 から No. 11 までの 5 件については、決定とすることに決しました。
議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 10 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 2 件、報告第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 4 件について事務局の説明をお願いします。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 この件について、ご質問はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、8 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。